

浜松市公共施設花いっぱい運動園芸資材交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「花と緑のまち・浜松」を推進するため、まちのコミュニティの場として、地域住民に親しまれる花づくりを行う公共施設に対して、花苗等の園芸資材を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、花いっぱい運動に自主的かつ、継続して活動を行う者とする。

- (1) 公共施設の長
- (2) 公共施設花いっぱい運動を行うことに対して、公共施設の長の同意を得ている者
- (3) 社会福祉法人等の公共性が極めて高く、営利を目的としない施設において、園芸活動を施設利用者で行う長

(交付対象となる植栽場所)

第3条 交付対象となる植栽場所は、次の各号のいずれかに該当する施設の屋外とし、容易に不特定多数の市民が観賞することができる場所とする。

- (1) 公共施設。ただし、公園は除く。
- (2) 指定管理者が管理する公共施設。ただし、公園は除く。
- (3) 社会福祉法人等の公共性が極めて高く、営利を目的としない施設
- (4) その他、市長が認めるもの

(交付物)

第4条 交付物は、別に定める「交付物一覧」によるものとする。

- 2 1 申請あたり 10 万円分を上限とする。ただし、当該年度の予算の範囲内で交付する。

(交付回数)

第5条 交付回数は、年度を通じて2回までとする。

(交付場所)

第6条 交付場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 緑化推進センター。この場合において、園芸資材の運搬等は申請者が行うものとする。
- (2) 植栽等を行う公共施設
- (3) その他、市長が認める場所

(申請及び交付期間)

第7条 交付を受けようとする者は、公共施設花いっぱい運動園芸資材交付申請書（第1号様式）を申請書の受付期間内に市長に提出しなければならない。ただし、申請書の受付期間及び交付期間は別に定めるとおりとする。

(交付決定)

第8条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、公共施設花いっぱい運動園芸資材交付決定通知書（第2号様式）をもって通知するものとする。

2 市長は前項の規定による審査の結果、園芸資材の交付が不適当であると認めたときは、公共施設花いっぱい運動園芸資材不交付決定通知書（第3号様式）をもって通知するものとする。

(完了報告)

第9条 交付を受けた者は、植栽等が完了した後、速やかに公共施設花いっぱい運動植栽等完了報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(管理)

第10条 交付を受けた園芸資材の管理にあたっては、次の各号に定めた事項を遵守しなければならない。

- (1) 植栽等を実施した場所を適正に管理すること。なお、薬剤を使用する場合は、本市が定める「薬剤の適正使用マニュアル」を参照し、安全面に配慮して実施すること。
- (2) 植栽後及び生育期間中の掘り取りや移植は行わないこと。ただし、花壇整備等の特別な理由による場合は、この限りでない。

(返還命令)

第11条 市長は、交付物を申請内容と違う場所等で使用した申請者に対して、公共施設花いっぱい運動返還命令書（第5号様式）により、使用した交付物の購入に要した費用の総額の返還を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成10年 4月1日から施行する。

この要領は、平成19年 8月1日から施行する。

この要綱は、平成19年 10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申請者） 所在地 〒
浜松市 区

施設名

施設長名

電話番号

担当者名（連絡先）

公共施設花いっぱい運動園芸資材交付申請書

浜松市公共施設花いっぱい運動園芸資材交付要綱に基づき、園芸資材の交付を下記のとおり申請します。

記

1 申請する園芸資材

別紙「交付物一覧」に記入

2 交付希望日

年 月 日

3 植栽予定場所

4 交付対象該当区分

対象者該当号（要綱第2条） 1 2 3

対象場所該当号（要綱第3条） 1 2 3 4

5 添付書類

下記の書類を添付してください。

チェック欄

1	植栽場所の位置図	施設内の花壇やプランターの位置を示す図	
2	植栽計画	各花壇やプランターに使用する花苗や資材等の種類及び数量を示すもの	

様

浜 松 市 長
（公印省略）

公共施設花いっぱい運動園芸資材交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった園芸資材について、下記のとおり交付を決定したため、通知します。

記

1 交 付 資 材

別紙「交付資材一覧」のとおり

2 交付予定日

年 月 日

詳細は、協力会社が決定次第調整させていただきます。

3 交 付 場 所

（管理）

第10条 交付を受けた園芸資材の管理にあたっては、次の各号に定めた事項を遵守しなければならない。

- （1）植栽等を実施した場所を適正に管理すること。なお、薬剤を使用する場合は、本市が定める「薬剤の適正使用マニュアル」を参照し、安全面に配慮して実施すること。
- （2）植栽後及び生育期間中の掘り取りや移植は行わないこと。ただし、花壇整備等の特別な理由による場合は、この限りでない。

（返還命令）

第11条 市長は、交付物を申請内容と違う場所等で使用した申請者に対して、公共施設花いっぱい運動返還命令書（第5号様式）により、使用した交付物の購入に要した費用の総額の返還を命ずることができる。

第3号様式（第8条関係）

浜松市指令都緑第 号

年 月 日

様

浜 松 市 長
(公 印 省 略)

公共施設花いっぱい運動園芸資材不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった園芸資材について、下記のとおり不交付を決定したため、通知します。

記

1 理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申請者）所在地 〒
浜松市 区

施設名

施設長名

電話番号

担当者名（連絡先）

公共施設花いっぱい運動園芸資材植栽等完了報告書

年 月 日付で浜松市指令都緑第 号により交付を受けた園芸資材について、
下記のとおり植栽等を完了したため、報告します。

記

1 植栽年月日

年 月 日

2 植栽場所

3 活動人数

人

4 添付書類

以下の書類を添付してください。

チェック欄

1	植栽作業中の写真	
2	植栽場所全体の様子がわかる写真 （植栽場所が複数ある場合は、1箇所につき1枚以上 提出してください。）	

第5号様式（第11条関係）

浜松市指令都緑第 号
年 月 日

様

浜松市長
(公印省略)

公共施設花いっぱい運動返還命令書

年 月 日付で浜都緑第 号をもって交付決定した園芸資材について、
下記のとおり返還を命じます。

記

1 理 由

2 金 額

円

3 返還方法

- ・下記の振込期限までに、納付書に記載された金額を指定口座に振り込むこと。
- ・手数料は、返還者側が負担すること。

4 振込期限

年 月 日